

新たな行政評価の基本方針

1 行政評価の目的

行政評価とは、行政活動の目的を明確にしながら、事業の内容や進捗状況を評価し、その結果を事業の改善や予算編成等の行財政運営に反映させるものである。評価することが目的ではなく、評価した結果を生かして自ら事業を改善していくことが目的である。

また、より具体的な内容としては、次の 3 つが挙げられる。

(1) 総合計画の進行管理（目標管理型の行政運営、説明責任の遂行）

総合計画に定めた目標に向かって着実に進んでいるかどうか、または適切に行政活動が実施されているかどうかを検証し、その結果として市民に対してどのような成果がもたらされたのかを明らかにする。

(2) 効率的な事業執行（行財政改革の推進）

投入した行政資源と成果を客観的に表すことにより、効率的な執行ができているかを明らかにし、成果向上やコスト削減に向けた改善を図る。

(3) 職員の意識改革（業務改善意識の向上）

評価の過程を通して、職員が事業の目的や効果を明確に意識するとともに、評価をより良い事業執行に生かしていく P D C A の考え方を実践することにより、事務の効率的な推進を図る。

2 行政評価の現状と課題

(1) 現状

当市では、第四次総合計画が施行された平成 16 年度から事務事業評価を毎年度実施し、事務事業の改善に努めてきた。平成 18 年度からは、事務事業に加えて施策を対象とする評価を実施したほか、「長井市まちづくり基本条例」の規定に基づき評価結果を公表してきた。平成 22 年度には実施方法を改め、様式の簡略化を図りながら、事務事業の見直しや改善に力を入れてきた。

この結果、事業の見直しや実施方法の改善等により、行政のスリム化や経費の削減など、一定の成果をあげている。

(2) 課題

従来の評価方法では、評価結果と改善状況の関係がわかりにくいことや総合計画に定める目標と事業の関係が不明確になってきていることなどが課題となっていた。

また、平成 26 年度から施行された第五次総合計画の体系に基づき、政策・施策・事務事業の体系を整理するとともに、新たな将来像や基本目標の達成を目標とする P D C A サイクルの構築が必要となっている。

3 評価の手法

(1) 評価の対象

第五次総合計画に基づく主要事業及び実施計画に計上している事務事業（主要事業を構成する事務事業）を対象とする。事務事業のみを対象とする方法では施策全体を見通した改善ができないため、一つ上位の視点として施策レベル（主要事業）を対象とした評価を行うもの。このことにより、施策全体の視点から事務事業間のバランス（重点化及び縮小化する事務事業の選択など）や事務事業の妥当性等を検証する。

(2) 評価シートと評価の基準

評価に当たっては、「評価シート」を使用する。

「評価シート」には、主要事業の目的、現状分析、評価や今後の方向性等を記載するとともに、主要事業を構成する事務事業の実績や評価についても記載する。評価の基準は、主に次の視点とする。

① 主要事業

「成果指標の達成度」「事業の進捗や改善結果」等の視点から判断する。

② 事務事業

「活動指標の実績」「妥当性」「有効性」「効率性」等の視点から判断する。

(3) 評価の実施主体

① 1次評価（担当課による評価）

主要事業及び事務事業を担当する課が行う評価。事務事業の実績をもとに「評価シート」を作成する。

② 2次評価（調整会議による評価）

行政評価調整会議が行う評価。1次評価がなされた主要事業の評価シートをもとに、施策全体の視点から2次評価を実施する。

(4) 評価結果の公表及び外部の評価

① 振興審議会及び行財政改革推進委員会

振興審議会及び行財政改革推進委員会に対して評価結果を報告し、その内容や行政評価制度について意見及び提言をいただく。

② 市報及び市ホームページ

市報等を活用し、広く市民に評価結果を公表する。また、市ホームページでは評価結果に対する意見公募も行う。

③ 市民アンケート調査

2年に一度実施する市民アンケート調査において、行政活動に対する市民の満足度や重要度を把握し、行政活動の改善のための指標とする。

4 PDCAサイクルの構築

行政評価（Check）に基づく改善状況（Action）を明らかにするため、評価と関連性が高い「実施計画」（Plan）及び「主要な施策の成果報告書」については、対象事業や記載項目の調整を図り、様式の共通化等によって一連の関係をわかりやすく示していくものとする。